

第2次広島県肝炎対策計画 (案)

平成 年 月
広 島 県

目次

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨	・・・ 1
2 計画の位置付けと計画期間	・・・ 2
3 計画の進行管理	・・・ 3

第2章 肝炎を取り巻く現状

1 肝炎と肝がん	・・・ 4
2 広島県のこれまでの取組み	・・・ 6
第3章 肝炎対策の基本的な方向	・・・ 15

第4章 各施策について

1 肝炎に関する正しい知識の普及啓発	・・・ 17
2 肝炎ウイルス検査の受検促進	・・・ 21
3 病態に応じた適切な肝炎医療の提供	・・・ 26
4 その他肝炎対策の推進に関する重要事項	・・・ 30
《資料》 用語集	・・・ 31
計画の策定体制	・・・ 33

1 策定の趣旨

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因是、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類されます。わが国では、B型肝炎ウイルス(HBV)又はC型肝炎ウイルス(HCV)(以下「肝炎ウイルス」という。)感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっています。

国は、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院の整備について要請する等の取組みを進めてきました。

また、平成20年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の5本柱からなる肝炎総合対策を進めてきました。

広島県においては、全国に先駆け、HCV検査を住民健診の始まる平成4年1月～14年3月までに34市町村(当時86市町村)でモデル的に実施し、平成14年度からは、国の実施するC型肝炎等緊急総合対策として実施している老人保健事業や全国健康保険協会の生活習慣病予防健診事業、健康保険組合の事業として実施し、平成18年度からは保健所でも希望者に検診を実施してきました。

そのなかで、HCVに持続感染している人(キャリア)は自覚症状が出にくいことから①HCV検査の受検率が低いこと、②HCVキャリアであることがわかった人の医療機関受診率が低いこと、③たとえ医療機関を受診しても、必ずしも適切な医療が提供されていない場合が多いこと、などの課題が明らかとなっていました。

そこで、これらの課題を解決するため平成19年度に「広島県肝炎対策計画」を策定し、①検診体制の充実、②要診療者に対する保健指導の必要性、③肝疾患診療体制の整備(かかりつけ医と専門医療機関との連携)について取組み、一定の成果をあげることができました。

また、国の施策に併せて、平成20年度からインターフェロン治療に対する医療費助成を開始し、平成21年度からは、助成期間の延長(72週投与への対応)を認めるとともに、所得階層区分の認定に係る例外的取扱いを認める運用変更を行い、さらに、平成22年度からは、自己負担限度額の引き下げ、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療への助成開始、インターフェロン治療に係る利用回数の制限緩和等医療費助成の拡充を行ってきました。

しかしながら、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないこと等から肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、キャリアであることを認識していても、早急な治療の必要性を認識しにくく受診に繋がっていない等肝炎医療を必要とする者に最新で最適な医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多くあります。

そこで、広島県では、「『肝がん』になる前に早期発見・早期治療」を全体目標に、「肝炎ウイルス検査が陽性であった県民全てが医療機関を受診する。」を目指す姿とし、肝炎患者等（肝炎ウイルスキャリア及びウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者も含む。）を早期に発見し、“安心”して治療が受けられる社会を構築するため、「肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）」の「基本理念」及び第 4 条の「地方公共団体の責務」の趣旨を踏まえ、さらなる肝炎対策の充実を目指して「第 2 次広島県肝炎対策計画」を策定し、県民と一体となって、肝炎対策のより一層の推進を図っていくこととしました。

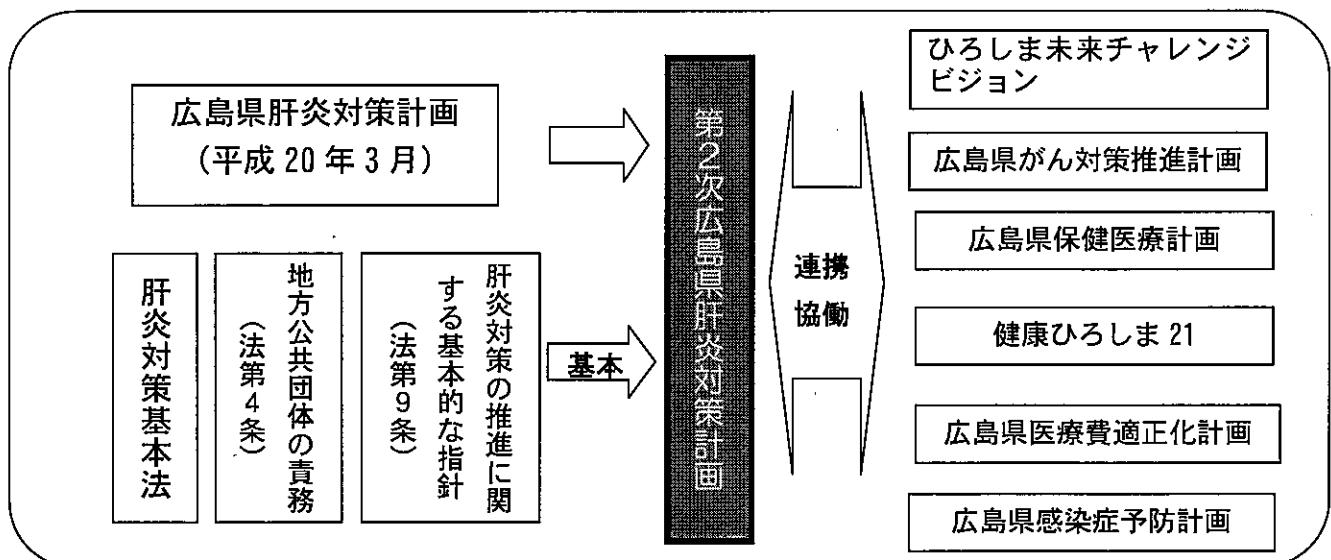
2 計画の位置付けと計画期間

この計画は、「肝炎対策基本法」に基づく広島県の肝炎対策で、広島県肝炎対策計画（平成 20 年 3 月）の成果と課題を踏まえ、国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成 23 年 5 月）を基本として策定し、計画期間は次のとおりとします。

なお、必要があるときは、策定から 5 年を経過する前であっても見直します。

計画期間 平成 24 年度～平成 28 年度（5 年間）

また、他の関連施策と連携した肝炎対策を推進するため、計画の策定にあたっては、既存の保健・医療等の関連計画と調和を図ります。



3 計画の進行管理

本計画策定後、計画に定めた事項について、少なくとも年1回は「広島県肝炎対策協議会」を開催・報告し、計画の進行管理を行います。

1 肝炎と肝がん

わが国には、B型肝炎ウイルス（HBV）に持続感染している人（キャリア）が110万人～140万人、C型肝炎ウイルス（HCV）のキャリアが190万人～230万人程度いると推定されています。（広島県では、HBVキャリアが約39,000人（15歳～69歳）、HCVキャリアが約29,000人（15歳～69歳）いると推定*）

キャリアは自覚症状のないことが多い、本人が気付かないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行することが問題となっています。

広島県は肝がんによる死亡率が高く、常に全国でも上位にあり、年間約1,000人の方が肝がんで亡くなっています。わが国の肝がん死亡の8割以上はHBVあるいはHCVの持続感染に起因すること、特にHCVに起因する割合が多いことが明らかとなっており、肝がんになる前にキャリアを早期発見し早期治療に繋げることが重要となっています。

* 平成18年広島県地域保健対策協議会 慢性肝疾患対策専門委員会 「HBVとB型肝炎Q&A」、「HCVとC型肝炎Q&A」から

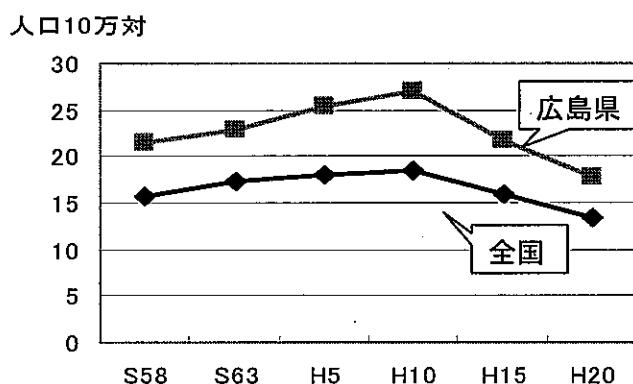


図1 肝がん死亡率の推移

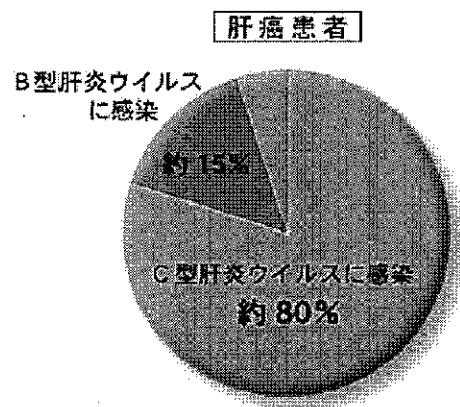


図2 肝がん患者の状況

表1 肝がん死亡率の推移（75歳未満年齢調整死亡率）

	H17	H18	H19	H20	H21
1位	佐賀県 (16.7)	福岡県 (15.5)	佐賀県 (15.5)	佐賀県 (14.3)	佐賀県 (12.9)
2位	福岡県 (16.6)	佐賀県 (14.9)	福岡県 (14.0)	福岡県 (13.1)	愛媛県 (11.1)
3位	山梨県 (14.9)	広島県 (14.2)	鳥取県 (13.3)	広島県 (11.2)	高知県 (11.0)
4位	広島県 (14.7)	徳島県 (14.2)	広島県 (13.2)	大阪府 (11.1)	福岡県 (11.0)
5位	島根県 (14.2)	大阪府 (13.0)	和歌山県 (13.0)	愛媛県 (11.1)	長崎県 (10.3)
6位	大阪府 (13.9)	愛媛県 (12.3)	愛媛県 (12.8)	長崎県 (10.8)	広島県 (10.1)
7位	山口県 (13.9)	熊本県 (12.2)	大阪府 (12.1)	宮崎県 (10.7)	大阪府 (10.0)

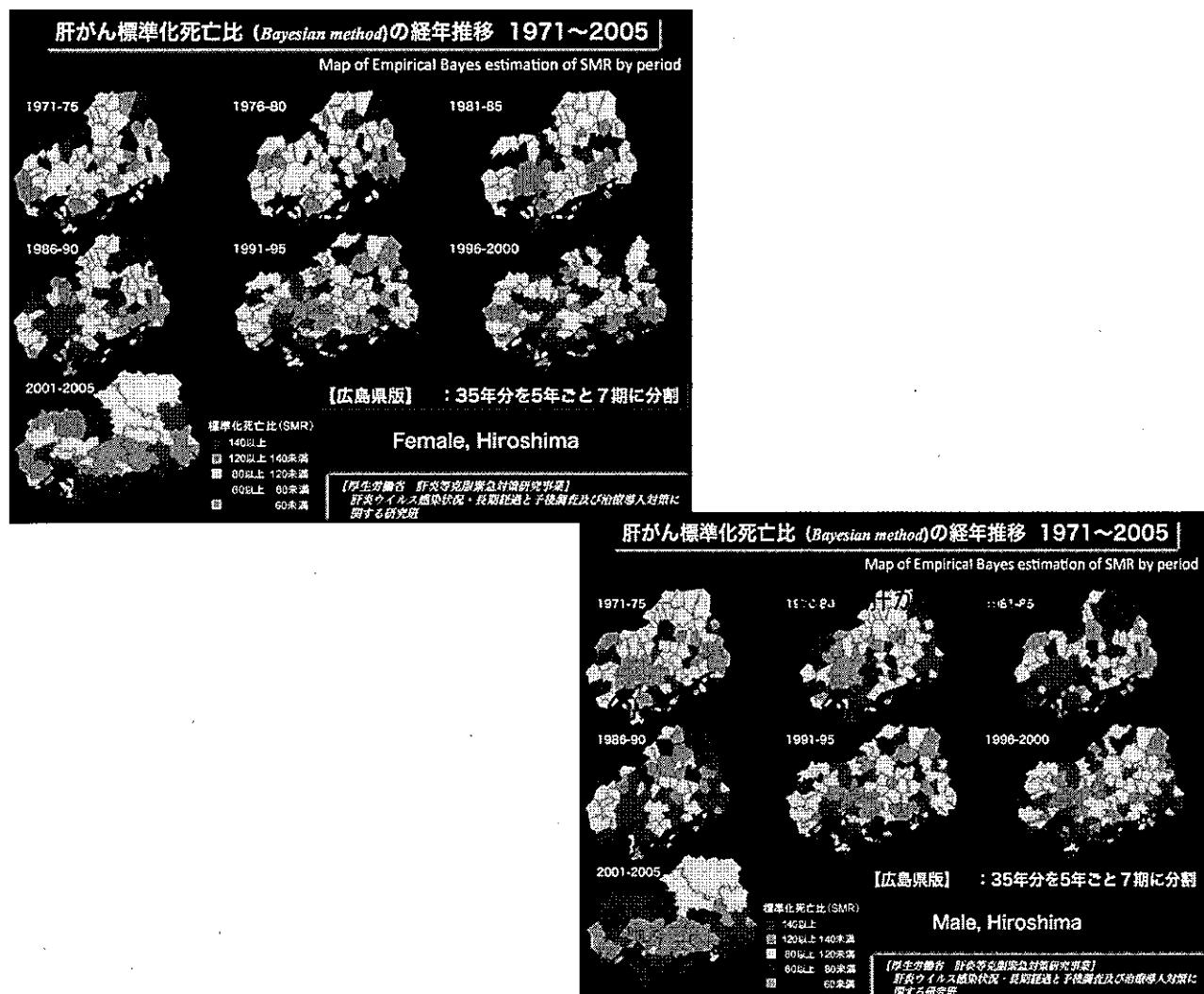


図3 肝がん標準化死亡比

2 広島県のこれまでの取組み

広島県は、これまで「広島県肝炎対策計画」（平成20年3月）に基づき、検診体制の充実、要診療者に対する保健指導の必要性及び肝疾患診療体制の整備（かかりつけ医と専門医療機関との連携）などの取組みを行ってきました。

（1）検診体制の充実

〈肝炎ウイルス検査の実施〉

県では、市町の実施する健康増進事業の他に、特定感染症検査等事業として、平成18年度から保健所での検査に加え、平成20年度から県民に身近な医療機関に検査を委託するなど、肝炎ウイルスの検診体制の充実を図ってきました。

しかし、肝炎ウイルス検査については、他に医療保険者や事業主等の多様な実施主体によって実施されることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があることから、受検状況の実態は正確に把握できていないのが実情です。

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業内容										

老人保健法による検査
(H14～H18⇒節目・節目外検診)
(H19⇒新40歳 H14～H18未受診の者)

健康増進法による検査
40歳以上

特定感染症検査等事業

保健所での検査開始 委託医機関での検査開始

医療保険者・事業主等による検査

平成14年6月「肝炎対策への協力について」
平成16年12月「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」
平成20年4月「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」

図4 肝炎ウイルス検査の実施体制

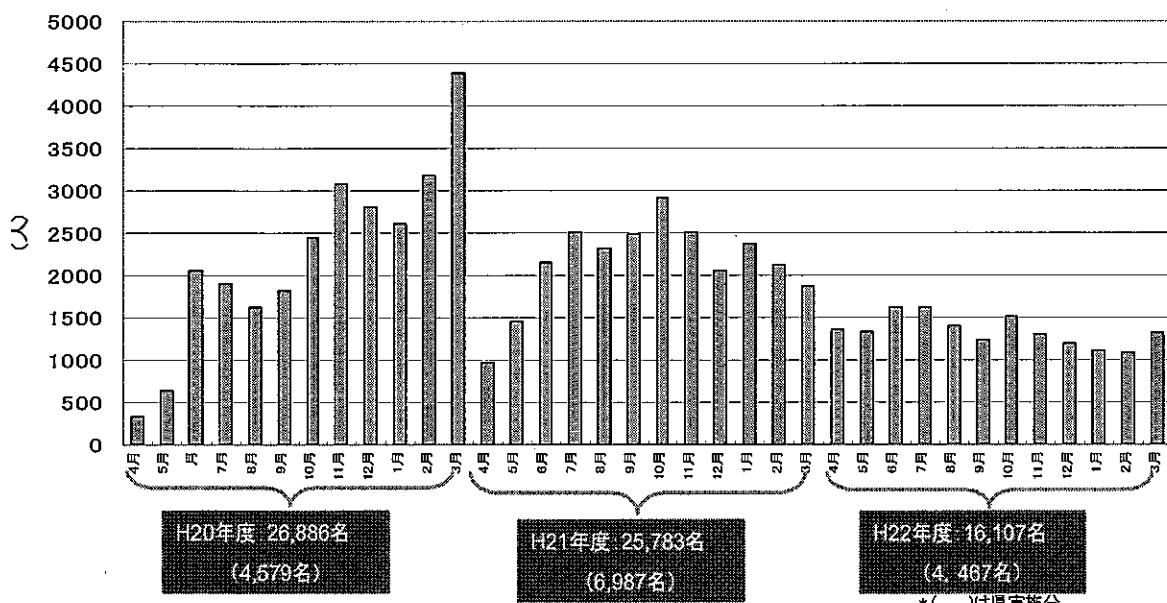
表2 肝炎ウイルス検査受検者数

(単位：人)

	H20年度	H21年度	H22年度
特定感染症検査等事業*1	26,886	25,783	16,107
健康増進事業 (%) *2	10,568 (32.3)	10,199 (32.5)	-

*1：広島市・呉市・福山市実施分も含む

*2：平成14年度からの累計受診率



	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
B型肝炎検診受検者数	-	2,125 (0)	24,343 (3,742)	20,817 (5,482)	13,406 (3,649)	60,691 (12,873)
陽性者数	-	-	49	66	37	152
C型肝炎検診受検者数	71 (1)	2,873 (748)	26,618 (4,541)	25,471 (6,926)	15,973 (4,434)	71,006 (16,650)
陽性者数	-	15	38	64	19	136

*検査件数は、保健所設置市の検査数も含む県全体。()内は県実施分。

*陽性者数は、県実施分のみ集計。

*B型・C型両方の検診を受検している者は、両方に計上。

図5 特定感染症検査等事業実施状況

〈県民への広報〉

シンポジウム、講習会の開催、啓発資料の配布及び県ホームページによる情報提供等で県民に肝炎ウイルス検査受検も含め、肝炎についての正しい知識の普及啓発を図ってきました。

また、健康保険組合等の健康管理担当者にも講習会を通じ検診の必要性について啓発を図りました。

- 県民講習会の開催 (H20年度：4回, H21年度：2回, H22年度：2回)
- 啓発資料の作成 (H20年度：10,000枚, H21年度：15,000枚, H22年度：15,000枚
H23年度：10,000枚)

〈市町・健康保険組合等への対応〉

各市町とも、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診を実施しています。

また、市町及び健康保険組合等の健康管理担当者を対象に保健指導者人材育成研修会を開催し、検診体制の確保を依頼しました。

- 保健指導者人材育成研修会の開催 (H20年度：4回, H21年度：2回, H22年度：1回)

〈職域での肝炎ウイルス検査（出張型）モデル事業の実施〉

職域での肝炎ウイルス検査受検の推進方策を検討するため、職域で検査希望者を対象に出張型による検査をモデル事業として実施しました。

- 広島県肝炎ウイルス検査（出張型）モデル事業 (H23年度：約500人)

(2) 要診療者に対する保健指導の必要性

〈肝炎治療医療費助成制度〉

B型肝炎・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン（IFN）治療及びB型肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療及び当該治療を継続するために必要な治療への医療費助成を行い、肝炎治療促進のための環境を整備しました。

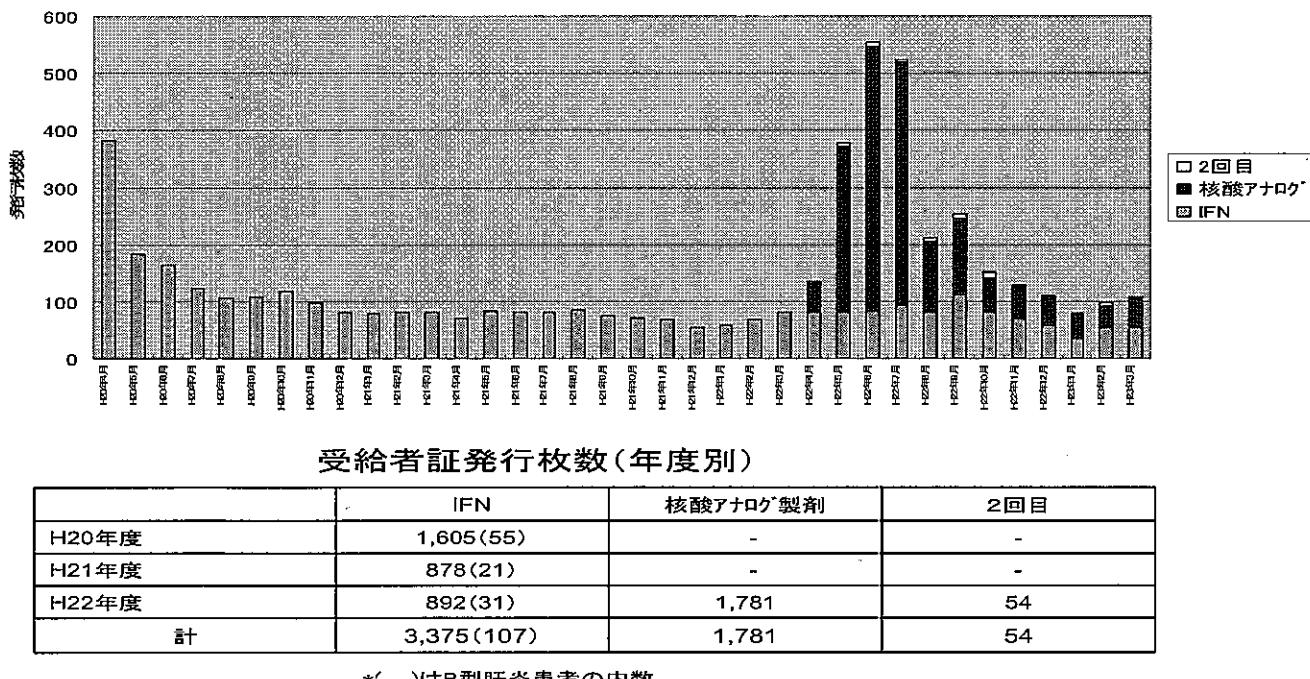


図6 肝炎治療受給者証の発行状況

【参考：保健所別受給者証発行状況】

保健所	西部		西部東	東部		北部	県庁	計		
	広島支所	呉支所		福山支所						
IFN	H20年度	84	211	234	101	200	275	55	445	1,605
	H21年度	56	40	109	47	112	134	40	340	878
	H22年度 (2回目も含む)	51	34	147	71	109	148	28	358	946
核酸アナログ製剤 (H22年度)	66	57	210	86	212	496	63	591	1,781	

〈保健指導の実施〉

特定感染症検査等事業等で発見された陽性者については、保健所又は市町が保健指導を行い受診に繋げています。

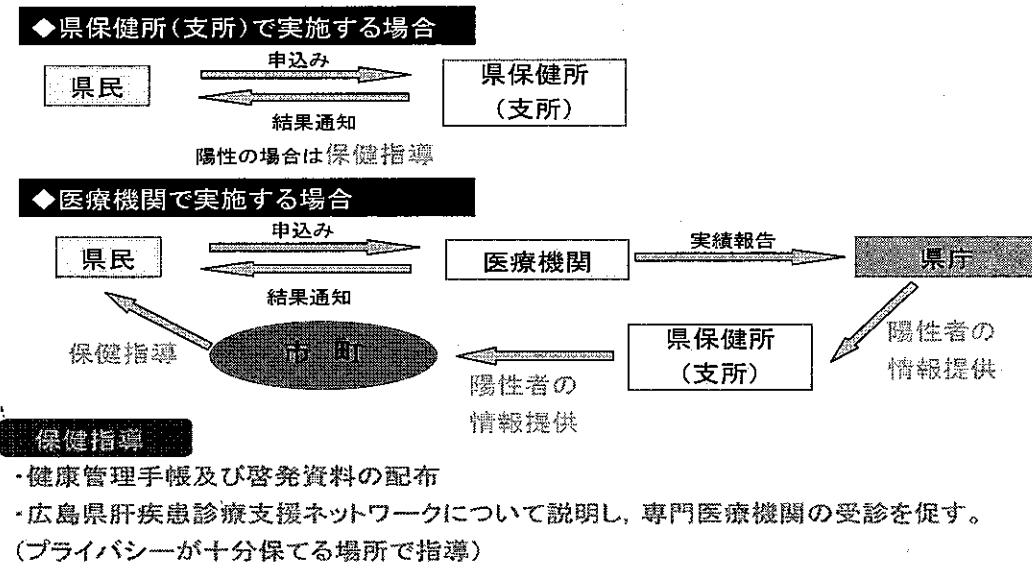
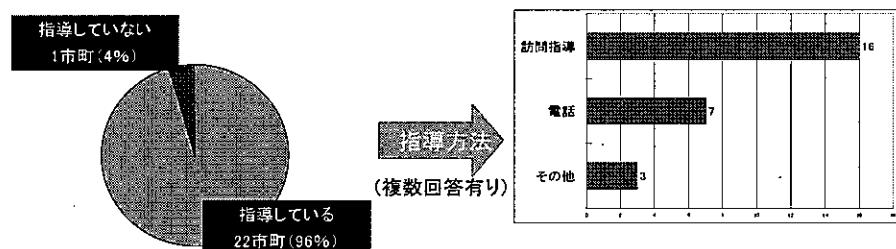


図 7 保健指導実施体制

Q1 陽性者に保健指導をしていますか？



Q2 受診状況を把握していますか？

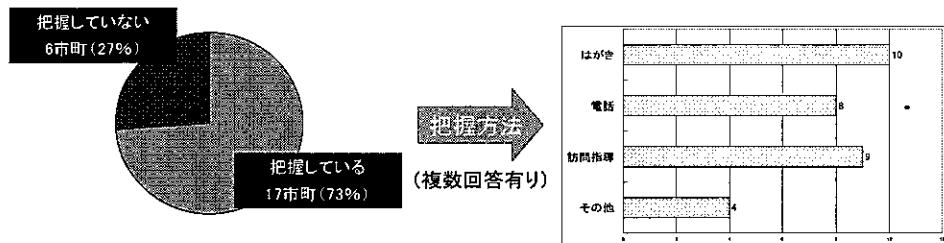


図 8 保健指導実施状況（平成 23 年 2 月調べ）

〈肝疾患相談室の設置〉

県内2ヶ所に、患者やキャリア及びその家族の不安や疑問に応えることができる
肝疾患相談室を設置しました。

《広島大学病院》(平成19年10月～)

広島市南区霞1-2-3 外来棟1階内 電話：082-257-1541（専用）

区分	相談時間等	相談方法	担当者	内容	備考
一般相談	月～金 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	電話	相談員 (看護師)	情報提供 治療以外の相談等	面談は予約制
		面談			
専門相談	一般相談後、必要 に応じ実施	電話	相談員 (医師)	専門的な医療の相 談等	面談は予約制(一 般相談後に受付)
		面談			

《福山市民病院》(平成21年11月～)

福山市蔵王町5-23-1 本館1階内 電話：084-941-5151（内）1160

相談時間等	相談方法	担当者	内容	備考
月～金 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	電話	相談員 (看護師等)	情報提供 治療以外の相談等	面談は予約制
	面談			

相談件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
広島大学病院	371	1,032	1,161	1,459
福山市民病院	—	—	98	1,184

〈県民への対応〉

シンポジウム、県民講習会の開催、啓発資料の配布等県民に肝炎についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、肝炎ウイルス検査受検と受検後要診療となった場合の医療機関受診を促しました。

また、患者講習会を開催し、最新の肝炎治療について講習するとともに、継続受診の必要性等肝炎に関する正しい知識の普及に努めました。

- 患者講習会の開催 (H20年度：6回, H21年度：4回, H22年度：4回)
- 県民講習会の開催 (H20年度：4回, H21年度：2回, H22年度：2回) (再掲)
- 啓発資料の作成 (H20年度：10,000枚, H21年度：15,000枚, H22年度：15,000枚
H23年度：10,000枚) (再掲)

〈市町、健康保険組合等への対応〉

市町及び健康保険組合等の健康管理担当者を対象に保健指導者人材育成研修会を開催し、保健指導体制の構築を依頼しました。

- 保健指導者人材育成研修会の開催 (H20年度：4回, H21年度：2回, H22年度：1回)
(再掲)

(3) 肝疾患診療体制の整備

〈肝疾患診療支援ネットワーク〉

県では、かかりつけ医と専門医療機関（専門医（日本肝臓学会、日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医であって、抗ウイルス療法に精通し、その副作用等に対する処理及び治療中において肝がんの早期発見ができる。）が常駐する医療機関）が連携し、県内全域で病期に応じた肝疾患の専門医療が受けられる診療連携体制「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」を整備しました。正確な病態の把握や治療方針決定には専門医療機関が関与し、病態が安定している場合等にはかかりつけ医による診療を中心に行います。

また、広島県地域保健対策協議会でC型慢性肝炎インターフェロン治療クリティカルパスを作成し、病診連携の充実を図りました。

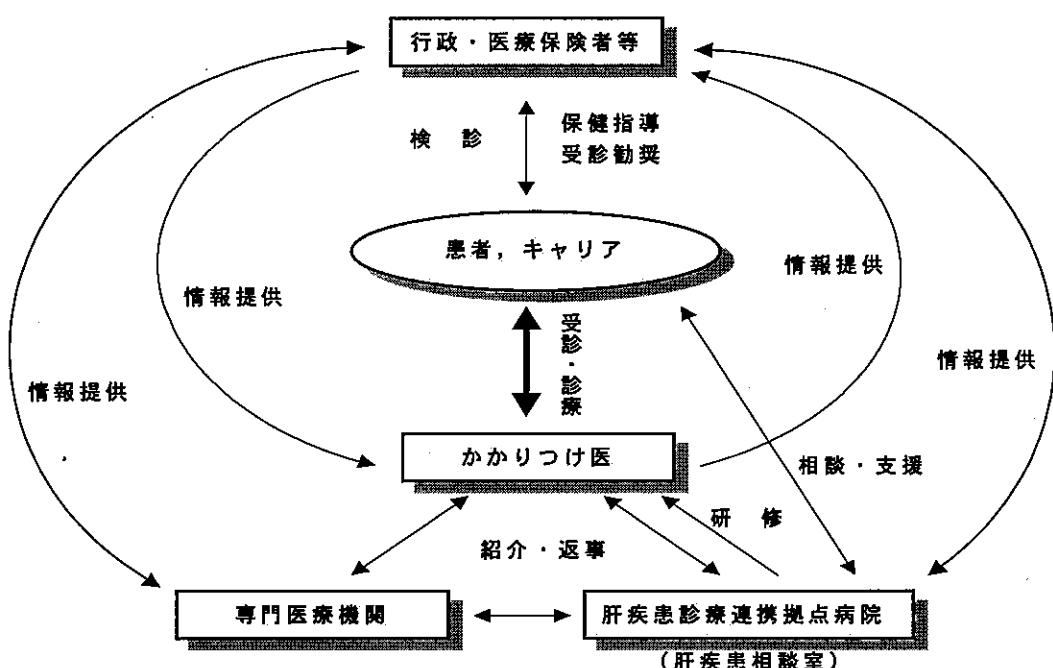


図9 広島県肝疾患診療支援ネットワーク

表3 ネットワークを構成する医療機関等

	ネットワーク 専門医療機関	専門医療機関	かかりつけ医	薬局	計
制度発足時 (H20.4.17)	31	67	161	821	1,080
現在 (H23.2.1)	33	147 (55)	633 (39)	1,104	1,917

※ () は県外の医療機関の再掲

〈肝疾患診療連携拠点病院〉

肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を、県内2ヶ所（広島大学病院（平成19年10月～）、福山市民病院（平成21年10月～））に整備しました。

拠点病院では、地域での適切な肝炎への医療提供体制を確保するため医療従事者に対して研修を実施しました。

- 医療従事者研修の開催（H20年度：5回、H21年度：9回、H22年度：10回、H23年度：_____回）

〈県民への広報〉

県のホームページや啓発資料、ポスター等を活用し、県民に肝疾患診療支援ネットワーク体制や専門医療機関、拠点病院の役割等を広報し、周知に努めました。

- 啓発資料の作成（H20年度：10,000枚、H21年度：15,000枚、H22年度：15,000枚
H23年度：10,000枚）（再掲）

〈市町・健康保険組合等への啓発〉

肝疾患診療支援ネットワーク体制を効果あるものにするため、市町及び健康保険組合等の健康管理担当者等に対し、講習会等で肝疾患診療支援ネットワーク体制や専門医療機関、拠点病院の役割等を広報し、周知に努めました。

- 保健指導者人材育成研修会の開催（H20年度：4回、H21年度：2回、H22年度：1回）
(再掲)

（4）その他

〈ひろしま肝疾患コーディネーターの養成〉

保健所、市町、地域の医療機関及び企業において、肝炎ウイルス検査、肝疾患の治療等に関し地域住民や社員への助言等を行うとともに、肝炎ウイルス感染者、肝炎治療中の患者及びその家族等からの相談に応じることのできるコーディネーターの養成講習会を開催しました。

なお、この講習会で使用する保健指導者テキストを広島県地域保健対策協議会で作成しました。

- ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座（H23年度：2回）

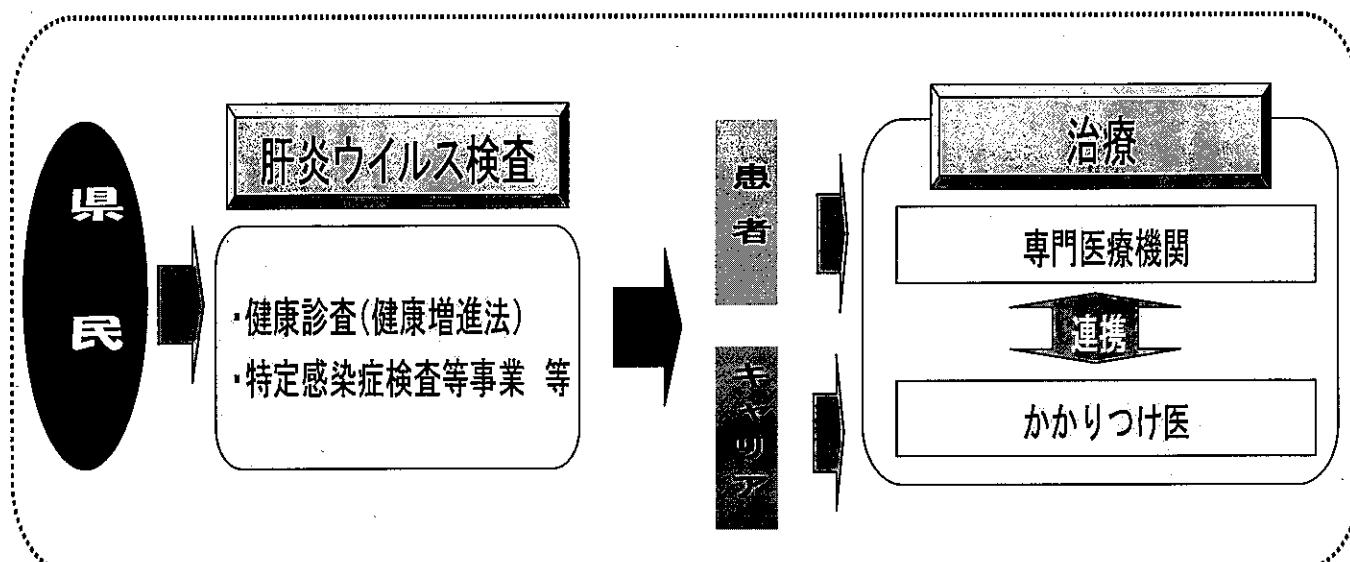
第3章 肝炎対策の基本的な方向

実効性のある肝炎対策を展開していくためには、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、関係者が一体となり、連携して対策を進めることが重要です。

そのため、本計画の目指す姿を定め、目指す姿を実現するための施策の方向を明らかにし、各種施策を総合的かつ計画的に実行していくことが必要です。

《目指す姿》

肝炎ウイルス検査が陽性であった県民全てが医療機関を受診する。



《施策の方向性》

1 肝炎に関する正しい知識を普及啓発します。

肝炎ウイルスは、感染していても自覚症状に乏しいことから感染に気付きにくく、また感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識していない場合が多くあります。このため、県民一人ひとりが自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つように、普及啓発に取組む必要があります。

普及啓発は、県民の受検・受診の各段階に応じ効果的に実施するとともに、肝炎患者等及びその家族等を含む“県民視点”に立った分かりやすい情報提供を行う必要があります。

さらに、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識の普及が必要となっています。

2 肝炎ウイルス検査の受検を促進します。

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一律に判断することは困難であることから、全ての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があります。このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検勧奨を行うことが必要です。

3 病態に応じた適切な肝炎医療を提供します。

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状態に応じた適切な治療を受けることが重要です。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関において治療方針の決定を受け、継続して治療を受けることが必要です。

広島県では、県内全域で病期に応じた肝疾患の専門医療が受けられる「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」体制を整備しており、この体制のさらなる充実・強化を図るとともに、肝炎治療促進のためより一層の環境整備を図る必要があります。

1 肝炎に関する正しい知識の普及啓発

目標

- ・ 県民が肝炎及び感染予防に関する正しい知識を持つ。
- ・ 肝炎患者等が社会において安心して暮らせる環境をつくる。
- ・ 肝炎等についていつでも相談できる窓口を整備する。

《現状と課題》

- 肝炎についての正しい知識は、県民に十分浸透していないと考えられます。こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、県民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう効果的な啓発及び情報提供を行う必要があります。
- また、肝炎患者等が社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、広く県民に肝炎についての正しい知識を啓発する必要があります。
- 近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来に比べ、肝炎が慢性化することが多いとされていることから、母子感染や乳幼児の水平感染に加えて性行為により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があることについて普及啓発を行います。
- また、ピアスの穴あけや入れ墨等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対しての普及啓発も重要となっていきます。
- 現在、肝疾患に関する相談窓口として、肝疾患診療連携拠点病院（広島大学病院、福山市民病院）に肝疾患相談室を設置し、多くの相談を受け付けていますが、まだ広く県民に周知されていない状況です。肝疾患相談室について広く県民に周知するとともに、県民に身近な存在である保健所及び市町の相談機能についても充実する必要があります。

《施策の方向》

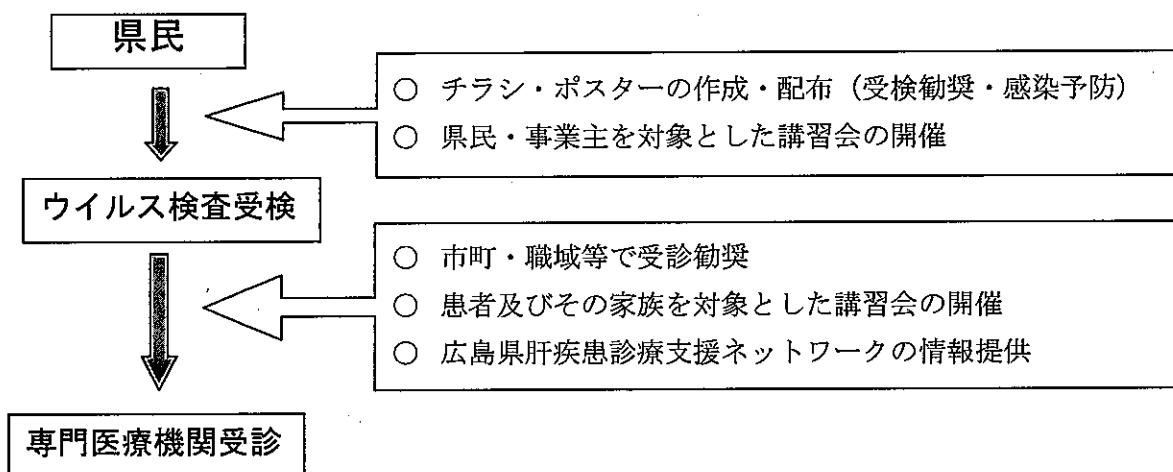
(1) 効果的な啓発の実施

○県民の受検・受診の段階に応じた広報

県民の受検・受診の段階に応じた講習会・シンポジウム等を開催し、ウイルス検査の受検及び専門医療機関の受診の必要性について啓発します。

啓発用のチラシについては、一般県民用、キャリア用と対象を絞った啓発資材を作成し、市町、医療機関、検診機関、健康保険組合等を通じて対象者に配布します。

また、継続受診の必要性等患者団体等を通じ啓発を行います。



○ 若年層への啓発

日常生活上の感染予防の留意点（ピアスの穴あけや入れ墨等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等による感染の危険性等）をとりまとめた啓発資材を作成し、教育委員会等を通じ配布します。

○ ハイリスク集団への啓発

透析患者、医療従事者（救急隊員も含む。）等の感染リスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性・安全性等の情報提供を行います。

○ 日本肝炎デー又は肝臓週間に併せた集中的な啓発の実施

国が設定する「日本肝炎デー」（7月28日）及び公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が設定する肝臓週間（毎年5月第4週）に併せて、県のホームページ、県広報により、広く県民に次の事項について普及啓発を行います。

- ・肝炎ウイルス検査の受検について
- ・肝炎患者等の肝炎の早期治療を促進するための肝炎の病態及び治療について
- ・肝炎医療費助成制度等肝炎医療に関する制度

- ・肝炎ウイルスの感染予防について
- ・肝疾患等に関する相談窓口について

○ 職域への啓発

- ・医療保険者、職域の健康管理担当者及び事業主等に対して、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について職域での啓発を要請します。
- ・医師会の協力を得て、産業医等を対象に肝炎についての研修会を開催するとともに、産業医による職域での肝炎に係る衛生教育の実施を依頼します。

(2) 肝炎患者等が安心して暮らせる環境の整備

- 県民に対して、肝炎についての正しい知識を啓発するとともに、肝炎の予防、病気や治療に関する理解が進むよう情報提供を推進していきます。

(3) 肝疾患相談体制の整備

- 県・市町の保健師、医療機関の看護師や職域の健康管理担当者等を対象に、肝炎についての知識を習得し、肝炎患者等の相談に応じることのできる「ひろしま肝疾患コーディネーター」を養成するとともに、肝疾患相談室とネットワーク化することにより、相談支援体制を強化します。
- 県民にとって身近な存在である保健所、市町の相談体制を充実することにより、県民への肝炎ウイルス検査の受検促進や受診勧奨等肝炎についての正しい知識の普及啓発を行います。
- 肝疾患相談室での肝臓病教室の開催、ピアカウンセラーの設置等相談室の機能を充実し、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供を進めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供していきます。
- 肝疾患に係る相談窓口について、県の広報誌や啓発資料により県民に広報します。

重点施策

● 県民への啓発

- ・ 県民の受検・受診状況等に応じた効果的な啓発を図るため、対象を絞った啓発資料を作成し、県民に配布する。
- ・ 若年層へ肝炎ウイルスの感染予防等について啓発を行う。
- ・ 肝炎に対する正しい知識の普及啓発を図る。

● 職域への啓発

- ・ 医療保険者、事業主等に肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について普及啓発し、職域での啓発を要請する。
- ・ 産業医等を対象に肝炎に係る研修会を開催するとともに、職域における衛生教育の実施等産業医に協力を依頼する。

● 肝疾患相談体制の整備

- ・ ピアカウンセラーの設置、肝臓病教室の開催等肝疾患相談室の機能をより充実する。
- ・ ひろしま肝疾患コーディネーター等を活用し、保健所・市町・職域における相談体制の充実を図るとともに、肝疾患相談室とネットワーク化することにより相談支援体制を強化する。

2 肝炎ウイルス検査の受検促進

目標

- ・全ての県民が1回は肝炎ウイルス検査を受検できる体制を整備する。
- ・肝炎ウイルス検査実施体制整備済みの職域を50%以上とする。

《現状と課題》

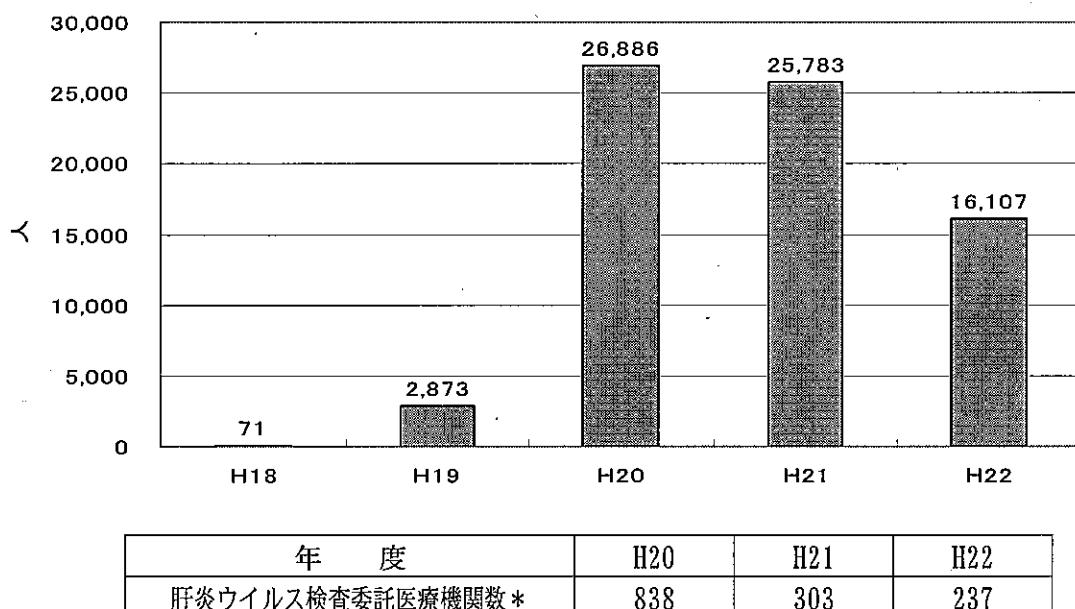
- 広島県では、全国に先駆け、C型肝炎ウイルス検診を住民健診の始まる平成4年1月～14年3月に34市町村（当時86市町村）でモデル的に実施し、約44,000人が検診を受診しました。
- 平成14年度以降は老人保健事業（平成20年度から健康増進事業）として実施し、平成21年度までに127,797人が検診を受診しています。

表4 住民検診における肝炎ウイルス検査受検状況

	モデル事業 H4～H13	老人保健事業		健康増進事業 H20 H21		受検者累計 《受検率》
		H14～H18	H19	H20	H21	
肝炎検診対象者 (*)	-	324,335	343,325 (18,990)	364,539 (21,214)	393,249 (28,710)	H4年からの ：171,797人 《43.7%》
HCV検診受診者	約44,000	91,357	15,673	10,568	10,199	H14年度からの ：127,797人 《32.5%》
HCVキャリア数	1,899	1,397	137	146	120	3,699

* () は新40歳の人数(内数)

- 平成 18 年度からは、特定感染症検査等事業として、保健所でウイルス検査を実施し、平成 20 年度からは年齢制限を廃止し、他に検診の機会がない者に対し、医療機関への委託事業も実施し、平成 22 年度末までに 71,720 名の県民が受検しています。しかし、平成 22 年度は受検者数が前年度より約 4 割減少しました。
また、委託医療機関数も制度開始当時と比べると減少しています。
- 広島県では、HBV キャリアが約 39,000 人、HCV キャリアが約 29,000 人いると推定されており、感染を知らないキャリアがまだ多く潜在していると思われます。検査実施の広報、検査受検の必要性の周知及び受検機会の拡大等受検者増加に向けて新たな対策が必要となっています。



* : 広島市、呉市、福山市委託分は除く

図 10 特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査受検状況

- 肝炎ウイルス検査普及状況等に関する調査（平成 20 年度 厚生労働省「肝炎克服緊急対策研究事業 肝炎状況・長期予後の疫学に関する研究班会議」（疫学班））の報告によると、県内的一般住民の肝炎ウイルス検査受検率は 26.6% (N=4,862)、職域集団の肝炎ウイルス検査受検率は 7.2% (N=166) で、特に職域で低い受検率となっています。

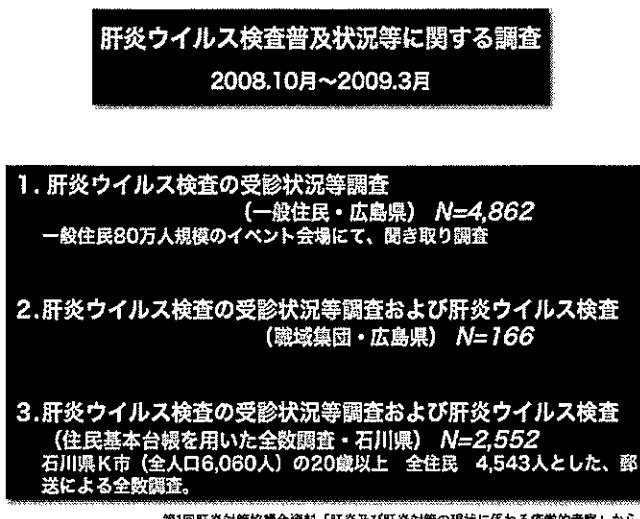


図 11 肝炎ウイルス検査普及状況等に関する調査

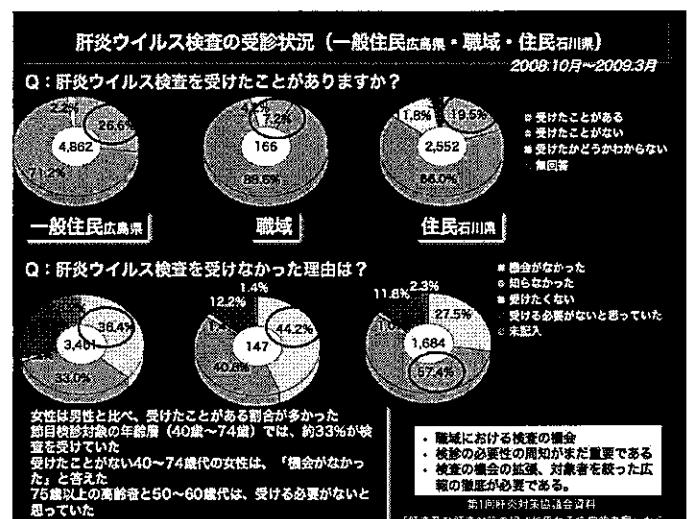


図 12 肝炎ウイルス検査の受検状況

- 職域での肝炎ウイルス検査については、33%の施設で検査実施体制が整備済みであるとの回答でした。整備していない理由は「個人の（判断の）問題であるから。」との回答が多く、事業主が感染症の問題と距離を置く傾向がうかがえました。

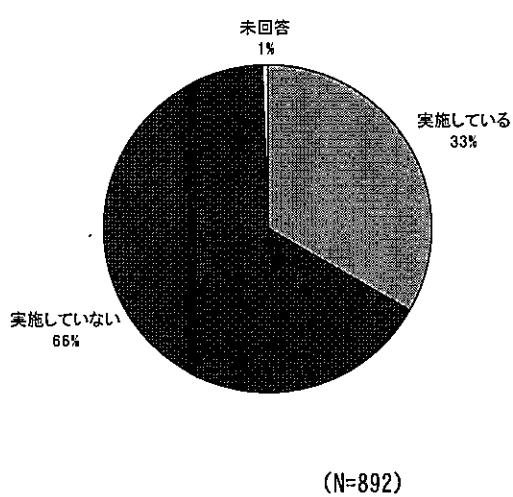


図 13 肝炎ウイルス検査の実施状況

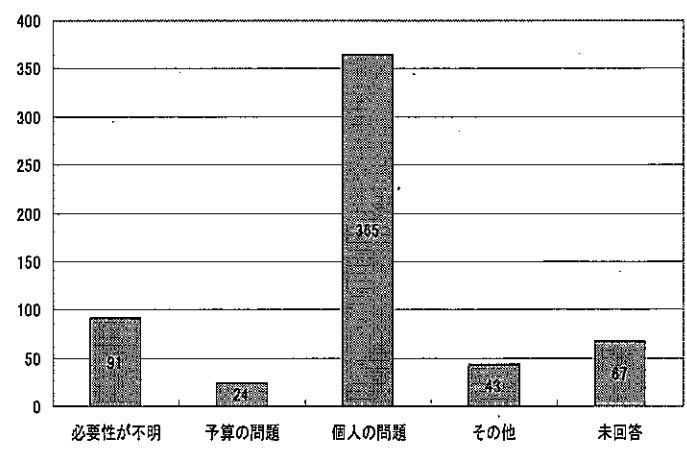


図 14 肝炎ウイルス検査の実施していない理由 (複数回答可)

- また、受検していても受検の事実を認識していない場合も考えられることから、受検者が検査結果を正しく認識するよう、結果の通知方法を検討する必要があります。

《施策の方向》

(1) 肝炎ウイルス検査受検機会の提供

- 特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、肝炎ウイルス検査委託医療機関を確保し、身近な医療機関で受検できるようにします。
- 職域での肝炎ウイルス検査（出張型）モデル事業の結果を踏まえて、受検機会拡大のための施策を検討します。また、医療保険者、事業主等関係者の理解と協力のもと、労働者に対する受検勧奨が行われるよう要請するとともに、事業主が労働安全衛生法に基づき行う健康診断にあわせて肝炎ウイルス検査を実施するよう依頼します。なお、肝炎ウイルスの検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、事業主に改めて周知します。
- 医師会を通じて産業医にも協力を依頼し、職域における受検率を高めます。
- 健康増進法による肝炎ウイルス検査を引き続き実施するよう市町に要請するとともに、肝炎ウイルス検査の個別勧奨メニューを推進していきます。

(2) 肝炎ウイルス検査の必要性についての広報

- がん検診、特定健診等と連携し、肝炎ウイルス検査受検に関する広報を強化していきます。
- 肝炎治療指定医療機関・薬局以外にも肝炎ウイルス検診の必要性について広報し受検勧奨への協力を要請します。
- 受検しているが検査結果を正しく認識していない県民も多数存在すると推定されることから、肝炎ウイルス検査の結果通知時等において受検者自らが、病態、治療、予防について正しく認識できるよう、検査結果を分かりやすく解説した啓発資料を作成します。

(3) 肝炎ウイルス検査の受検率の把握

- 肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があることなどから、検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にあります。しかし、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行ううえでの指標が必要であり、肝炎ウイルス検査の受検者数の把握に加え、受検率について把握するための調査及び研究が必要です。

重点施策

● 職域での肝炎ウイルス受検機会の提供

- ・ 職域での肝炎ウイルス検査（出張型）モデル事業結果を踏まえ、労働者に対する受検勧奨が行われるよう事業主等へ協力を要請する。
- ・ 産業医の協力を得て職域における検査実施体制の整備を図る。

● 肝炎ウイルス検査の必要性についての広報

- ・ がん検診、特定健診等と連携し肝炎ウイルス検査受検を広報する。
- ・ 肝炎治療指定医療機関・薬局以外へ検査受検の広報の協力を要請する。
- ・ 啓発資料を作成し、県民が肝炎ウイルス検査の結果を正しく認識できるようにする。

● 肝炎ウイルス検査受検率の調査

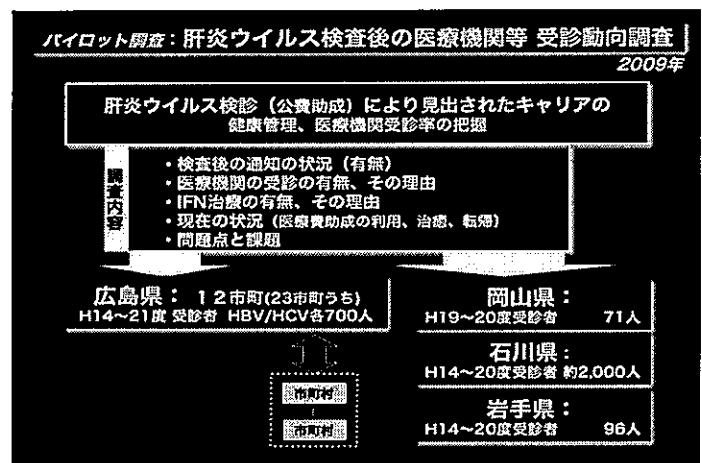
3 病態に応じた適切な肝炎医療の提供

目標

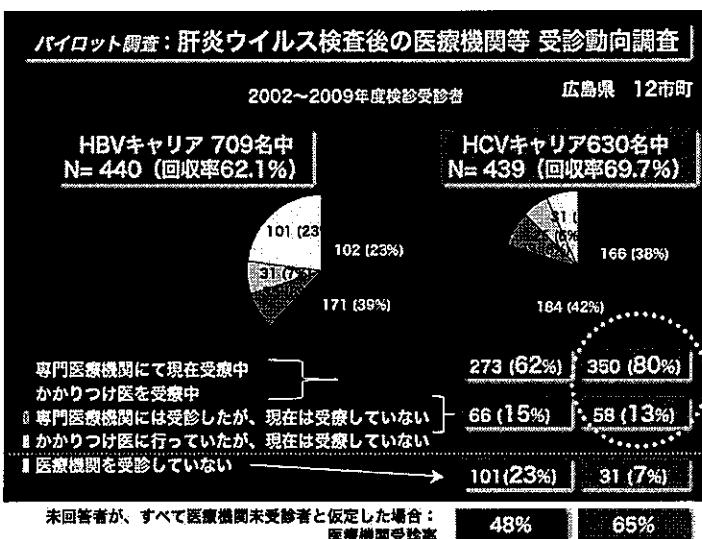
- ・ 肝炎ウイルス検査後の受診勧奨・受診確認等のフォローアップ体制を整備する。
- ・ 肝炎ウイルス検査で発見された HBV キャリアの受診率を 60%以上とする。
- ・ 肝炎ウイルス検査で発見された HCV キャリアの受診率を 75%以上とする。

《現状と課題》

- 広島県では、全国に先駆けて平成 14 年度から、二次保健医療圏ごとに専門医療機関を選定、公表し、かかりつけ医と専門医による「広島県肝疾患診療支援ネットワーク」を整備しました。
- 肝炎ウイルス検査後の医療機関等受診動向調査（平成 21 年度 厚生労働省「肝炎克服緊急対策研究事業 肝炎状況・長期予後の疫学に関する研究班会議」（疫学班））によると、平成 14～21 年度の健診で肝炎ウイルス検査が陽性であった者のうち医療機関を受診しているのは（未回答の者が全て医療機関未受診と仮定した場合）、HBV キャリアは 48%，HCV キャリアは 65% でした。
- 肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要とされた者が医療機関を受診していない、また、たとえ医療機関を受診していても、適切な肝炎医療が提供されていない等の問題点が指摘されており、肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者を広島県肝疾患診療支援ネットワークに繋ぐことのできるフォローアップシステムを構築する必要があります。



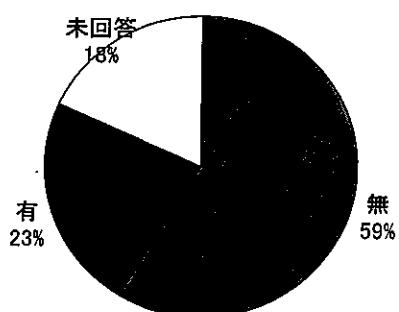
第1回肝炎対策協議会資料「肝炎及び肝炎対策の現状に係わる疫学的考察」から
図 15 肝炎ウイルス検査後の受診動向調査-1



第1回肝炎対策協議会資料「肝炎及び肝炎対策の現状に係わる疫学的考察」から
図 16 肝炎ウイルス検査後の受診動向調査-2

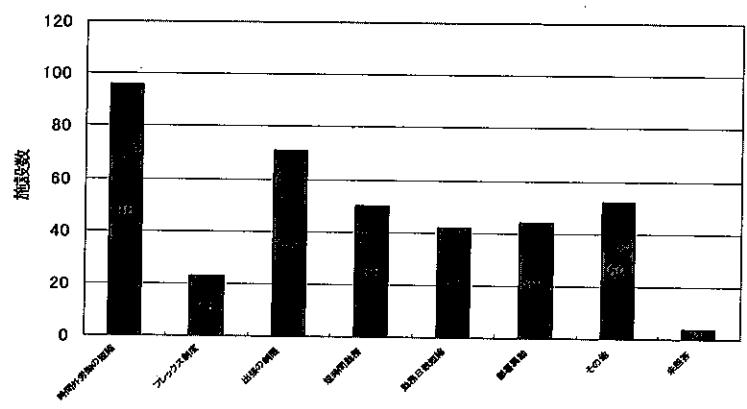
○ 職域における肝炎対策実施状況調査（平成 23 年度 N=892）では、「肝炎治療が必要な従業員への就業上の配慮」、「肝炎治療のため休暇制度」、「肝炎に関する相談窓口の設置」等職域での支援体制はまだ十分とはいえない状況でした。肝炎対策には職場の協力と理解が不可欠です。肝炎患者等が働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて、引き続き、事業主等関係者の協力が得られるよう働きかけを行う必要があります。

○ また、肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成も必要です。



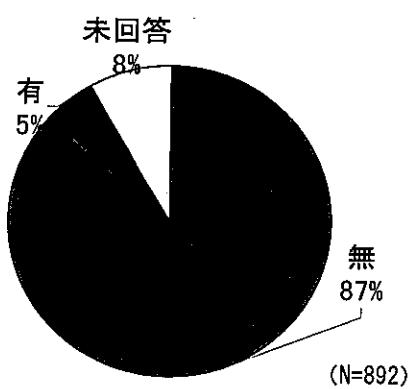
(N=892)

図 17 肝炎治療が必要な従業員への就業上の配慮



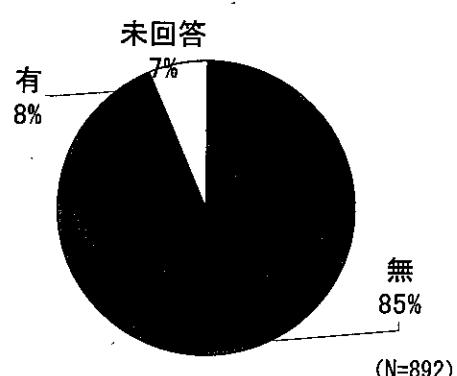
(N=205)

図 18 就業上配慮している事項（複数回答可）



(N=892)

図 19 肝炎治療のための休暇制度



(N=892)

図 20 肝炎に関する相談窓口

《施策の方向》

(1) 患者に対する肝炎治療医療費助成

- 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき実施される、医療費助成を県としても引き続き実施し、肝炎患者等の経済的負担軽減を図ります。

(2) 肝炎ウイルス検査後のフォローアップシステムの構築

- ひろしま肝疾患コーディネーターの養成及び継続研修の実施

肝疾患に関する相談に応じるとともに、肝炎患者が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を、地域、医療機関及び職域において中心となって進める「ひろしま肝疾患コーディネーター」を養成します。また、「ひろしま肝疾患コーディネーター」の資質向上のため、研修を継続的に実施します。

- 患者・医療機関・行政をつなぐ患者支援手帳の作成

肝炎患者等に対する情報提供や、専門医療機関及びかかりつけ医の連携に資するため患者支援手帳を作成し、患者に配布します。患者支援手帳は行政が患者の受診確認及び継続受診が確認できる形のものとし、患者への受診勧奨・受診確認を行うツールとしても活用できるものとします。

- 肝炎ウイルス検査陽性者のデータベース化

行政、医療機関、県民等関係者の理解と協力のもと、肝炎ウイルス検査陽性者をデータベース化し、受診動向・長期経過等を把握し、適切な肝炎医療に繋げることのできるフォローアップシステムを構築します。

(3) 職域での取組み

- 職域での肝炎患者等に対する理解を深めるため、肝炎の病態、治療方法及び肝炎患者等に対する望ましい配慮について先進的な取組み事例等の情報を取りまとめ、広く事業主に広報します。

- 就労しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について事業主に要請するとともに、医療保険者等に肝炎ウイルス検査陽性者への保健指導、受診勧奨、受診確認を行うよう要請します。

- 産業医に、職域での受診勧奨等保健指導について協力を依頼する。

(4) 肝炎医療に携わる人材育成

- 肝疾患診療連携拠点病院（広島大学病院・福山市民病院）は広島県肝疾患診療支援ネットワークに参加する医療機関に対し、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修を行います。

重点施策

- ひろしま肝疾患コーディネーターの養成
 - ・ 地域、職域等で肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を行う「ひろしま肝疾患コーディネーター」を養成する。
 - ・ 「ひろしま肝疾患コーディネーター」の資質向上のため、継続研修を行う。
- 患者支援手帳の作成・配布
 - ・ 肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を記載した患者支援手帳を作成する。
 - ・ 患者支援手帳を、患者の受診状況等を確認するツールとして活用する。
- 肝炎ウイルス検査陽性者のデータベース化
 - ・ 行政、医療機関、県民等関係者の理解と協力のもと、肝炎ウイルス陽性者をデータベース化し、適切な肝炎医療に繋ぐことのできるフォローアップシステムを構築する。
- 医療保険者、事業主及び産業医等へ肝炎対策の協力を要請
 - ・ 就労しながら適切な肝炎医療を受療できる環境の整備及び肝炎ウイルス陽性者への保健指導・受診勧奨の実施について要請する。

4 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

（1）肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

《現状と課題》

肝炎患者等及びその家族等が、安心して肝炎医療を受けることのできる社会を構築するため、肝疾患相談室（広島大学病院、福山市民病院）の機能の充実を図るとともに、地域での相談体制を充実する必要があります。

《施策の方向》

- 肝疾患相談室での肝臓病教室の開催、ピアカウンセラーの設置等肝炎患者及びその家族の不安を軽減するための情報共有を図ります。
- ひろしま肝疾患コーディネーターを活用し、保健所・市町・職域での相談体制を充実します。

（2）肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援のあり方

《現状と課題》

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法がなく、また、患者の高齢化が進んでいます。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減し、安心して生活できる環境づくりに取組む必要があります。

《施策の方向》

- 肝疾患相談室での肝臓病教室の開催、ピアカウンセラーの設置等肝炎患者及びその家族の不安を軽減するための情報共有を図るなど、肝炎患者等及びその家族と、医師を始めとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

【用語解説】

- 肝炎ウイルス (1p)
ウイルスは細菌より小さく、電子顕微鏡でやっと見ることができる最も小さな生物。ウイルスの中には人に病気を起こすものもあり、B型肝炎を起こすウイルスをB型肝ウイルス(HBV)、C型肝炎を起こすウイルスをC型肝炎ウイルス(HCV)という。
- C型肝炎等緊急総合対策 (1p)
平成12年11月に設置された「肝炎対策に関する有識者会議」が平成13年3月に取りまとめた報告書に基づき実施された事業。①国民に対する普及啓発・相談指導の充実、②肝炎ウイルス検査等の実施、③治療方法等の研究開発及び診療体制の整備、④予防、感染経路の遮断などの対策に取組んだ。
- 老人保健事業 (1p)
昭和57年から平成19年度まで実施された事業。国民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、国民の健康増進に資するため、健康診査等6事業を実施。肝炎ウイルス検査も40歳以上の者を対象に実施された。
- 肝炎対策基本法 (2p)
平成22年1月施行。ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症と言われており、これに対する対策を総合的に推進するために制定された。
- 肝炎対策の推進に関する基本的な指針 (2p)
平成23年5月16日告示・公表。肝炎対策基本法に基づき、中長期的な肝炎対策の方向性を定めた指針。
- キャリア (4p)
ウイルスを持ち続けている持続感染者のこと。キャリアの語源は、英語のcarry(持ち運ぶ)。
- 年齢調整死亡率 (5p)
がんは高齢になるほど罹患や死亡が多くなり、人口の年齢構成が異なる集団でがんの死亡率を比較するためには、年齢構成の影響を補正する必要がある。その方法の一つとして用いられるもので、年齢階級別に死亡率を計算し、標準とする人口集団の重みを掛け合わせて算出する。一般に国内での統計においては、標準人口は昭和60(1985)年日本人モデル人口が用いられる。通常、人口10万対の数値で表す。
$$\text{年齢調整死亡率} = ((\text{平成}0\text{年 年齢}5\text{歳階級別粗死亡率}) \times (\text{モデル人口の当該年齢の人口})) / \text{モデル人口総数}$$
- 特定感染症検査等事業 (6p)
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定める性感染症に関する検査及びその相談事業、肝炎ウイルス検査及びその相談事業並びに緊急肝炎ウイルス検査事業等の事業がある。
- 節目検診・節目外検診 (6p)
老人保健事業の肝炎ウイルス検査で、40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の5歳刻みの者に実施した検査を節目検診といい、節目検査の対象とならなかった者で、肝機能異常を指摘されたことのある者等早期に検査を受ける必要がある者に実施された検査を節目外検診という。
- 健康増進事業 (6p)
平成20年度から、老人保健事業の一部を受けて実施されている事業。肝炎ウイルス検査は引き続き健康増進事業で実施されている。老人保健事業では肝炎ウイルス検査は義務であったのに対し、健康増進事業では努力義務となっている。
- インターフェロン (9p)
ウイルスの増殖を抑制する生理活性物質として発見され、その後体内で産生されることが明らかとなった。肝炎ウイルスの増殖抑制に大きな効果があることから、治療薬として用いられている。
- 核酸アナログ製剤 (9p)
DNA(デオキシリボ核酸)の材料となる物質に似た構造を持つため「核酸アナログ」と呼ばれている。B型肝炎ウイルスのDNA合成を阻害する作用があり、ウイルス増殖を抑制する抗ウイルス薬で経口薬。
- 肝炎治療医療費助成制度 (9p)
B型ウイルス性肝炎患者及びC型ウイルス性肝炎患者が、ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎患者に対して行われる核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善する目的で制定された制度。平成20年度から実施。
- 健康管理手帳 (10p)
肝炎ウイルスに感染していることが分かった人の健康管理を目的として作成された手帳。
受診確認のはがき、紹介状、受診状況の記録、肝疾患の病態等が記載されている。

- C型慢性肝炎インターフェロン治療クリティカルパス（13p）

地域のかかりつけ医と肝臓専門医が患者の治療経過を共有する治療計画表。パスを活用することで、インターフェロン治療を円滑に実施することができる。
- 専門医療機関（13p）

日本肝臓学会、日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医が常勤し、抗ウイルス療法に精通し、その副作用等に対する処置及び治療中において肝がんの早期発見のできる医療機関。広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制を構成する。
- かかりつけ医（13p）

日常の治療、長期の肝疾患の管理を行う医療機関。患者の治療方針が決定した定期的肝疾患患者はかかりつけ医で治療を行う。
- 広島県地域保健対策協議会（13p）

県内における医療、福祉の向上や提供体制の整備など、県民の健康保持、増進に寄与することを目的に、保健・医療・福祉に関する事項を総合的に調査、協議する場として、広島大学、広島県医師会、広島県、広島市により設置された団体。
- 肝疾患診療連携拠点病院（14p）

県の肝疾患治療の中心的役割を果たすものとして、県から選定された病院。肝疾患診療の向上及び均一化を図るため整備されている。

広島県は、平成19年10月に国立大学法人広島大学病院、平成21年10月に福山市民病院を選定した。
- ジェノタイプ（17p）

遺伝子型。

B型肝炎ウイルスには8つのジェノタイプがある。日本のB型肝炎ウイルスのジェノタイプのほとんどはB型又はC型である。

また、C型肝炎ウイルスは2つのジェノタイプ（ジェノタイプ1、ジェノタイプ2）がある。
- 肝臓週間（17p）

公益財団法人ウイルス肝炎研究財団が毎年5月の第4週を「肝臓週間」と設定している。
- 日本肝炎デー（18p）

毎年7月28日。平成22年5月、世界保健機関（WHO）総会において、世界肝炎デーの実施が決議されたことを踏まえ、日本肝炎デーも同じ日に設定された。
- 肝臓病教室（19p）

患者やその家族が肝臓病について正しい知識を身につけるとともに、医療スタッフとのコミュニケーションの場として、肝疾患診療連携拠点病院が実施するもの。
- ピアカウンセラー（19p）

同じ悩みや障害を持つ仲間の相談にのり、悩みや障害をそのひと自身で克服できるように援助する人。

ピアとは同僚、仲間の意。
- 出張型検診（24p）

平成23年度から実施された事業。多忙等を理由に肝炎ウイルス検査を受検する機会が得られていない者等が検査を受検できるよう利便性を向上するため、検査会場を保健所や医療機関に固定するだけでなく職場等に出張してウイルス検査を実施できるようにした。
- 労働安全衛生法（24p）

労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講じる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

労働安全衛生法における健康管理については、労働災害（業務に起因する負傷及び疾病）の防止を目的に実施される。
- 個別勧奨メニュー（24p）

検査未受検者への受検促進を図るために、健康増進事業で実施される肝炎ウイルス検診のうち、40歳以上5歳刻みの者を対象として、無料で検査を受けることを可能とした事業メニュー。平成23年度から実施されている。

【計画の策定体制】

(1) 広島県肝炎対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 肝炎対策に係る各種施策についての検討を行うため、広島県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 肝炎対策に関すること。
- (2) 肝炎検診に関すること。
- (3) 診療体制に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) その他広島県の肝炎対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、広島県医師会選出の医師、肝炎の専門医師、肝炎の医療に関し学識経験を有する者及び肝炎対策を所管する行政職員等の委員で組織する。

2 協議会の委員は、別に定めるものとする。

3 委員長は、委員の互選により選出するものとする。

(任期)

第4条 任期は、1年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬)

第5条 附属機関の委員等に対する報酬の額及び費用弁償の額を準用する。

2 委員長により招集された学識経験者の報酬の額及び費用弁償の額は、前項を準用する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、これを総括する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は、必要に応じて委員長に協議会の招集を請求できる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島県健康福祉局薬務課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 広島県肝炎対策協議会委員名簿

(敬称略)

区分	役職等	氏名
広島県医師会	副会長	吉川 正哉
肝炎の専門医師	広島大学大学院教授	○茶山 一彰
肝炎の医療に関し学識経験を有する者	広島大学名誉教授	◎吉澤 浩司
	広島大学大学院教授	田中 純子
肝炎対策を所管する行政職員	広島市保健部長	臺丸 尚子
	広島県健康福祉局長	佐々木昌弘
	広島県保健所長会会長	近末 文彦
患者団体代表	広島肝友会代表	岡馬 重充

◎委員長
○委員長代理